平成２５年（フ）第９６６９号
東京都世田谷区玉川３丁目30―３―203
破産者　香山美枝子こと　金　　明順
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６７０号
東京都世田谷区玉川３丁目30―３―203
破産者　香山永現こと　李　　永現
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７２５号
東京都東大和市新堀３丁目16番地の14　エヌエフ武蔵野２―303号
破産者　有限会社誠進社
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７２６号
東京都東大和市新堀３丁目16―14　エヌエフ武蔵野２―303号
破産者　五十嵐敏明
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００７０号
千葉県市川市国分４丁目13―10
破産者　石井　良治
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１０７号
東京都港区南青山５丁目４番27―801号
破産者　有限会社ＢＯＮＤＳ
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１７３号
東京都世田谷区船橋１丁目１番17号
破産者　合同会社エテルナアニーモ
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１８６号
東京都板橋区大谷口２丁目25―４―201
破産者　吉田みな子
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４９号
埼玉県和光市新倉２丁目25―36
破産者　冨岡　浩道
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２５６号
埼玉県川口市元郷６丁目７番７号
破産者　株式会社ビスク
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２７０号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目２番１号
破産者　株式会社コマンドエイトラボラトリー
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２７１号
福岡県大野城市東大利４丁目２―１―608、開始決定時の住所東京都目黒区大橋２丁目５―10―210
破産者　前田　能彦
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２８２号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目４―17―1127
破産者　田井　智之
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２８８号
東京都世田谷区岡本３丁目19番８号―103
破産者　グラスヤ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２８９号
東京都世田谷区岡本３丁目19―８　アゼリア２番館103
破産者　草開　丈夫
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２９７号
東京都渋谷区上原３丁目６番６号
破産者　株式会社林事務所
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２９８号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾６丁目33―20
破産者　林　　勝治
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３４６号
神奈川県厚木市愛名537―36
破産者　中森　孝之
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３７５号
東京都町田市中町１丁目11番地７号
破産者　株式会社レジェンド
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４３０号
東京都世田谷区奥沢３丁目47番31号
破産者　株式会社ネイチャーカフェ
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４３１号
東京都世田谷区奥沢３丁目32―６―201
破産者　外山　訓子
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４３６号
東京都大田区大森南３丁目５番５号
破産者　全国運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部